

三田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の概要（骨子）について

1 一部改正の趣旨

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い本条例を改正しようとするもの。

2 改正する条例

- (1) 三田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 三田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

※上記2条例については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）により、介護保険法が一部改正され、市の条例により定める必要性が生じたため、平成25年4月1日に施行したものの。

3 関係法令

上記（1）の関係法令

- ・介護保険法第78条の4
- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年厚生労働省令第34号)

上記（2）の関係法令

- ・介護保険法第115条の14
- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(平成18年厚生労働省令第36号)

4 改正内容

(1) 対象サービス

サービス種別	市内施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	1 事業所（共用型）
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	2 事業所
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	4 事業所
地域密着型特定施設入居生活介護	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （ユニット型含む）	—
複合型サービス ⇒27 年 4 月から 「看護小規模多機能型居宅介護」に改称	—

(2) 改正の内容（主なもの）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【第 6 条第 5 項関係】

- ・午後 6 時から午前 8 時までのオペレーターとして充てることができる施設等について、「併設する施設等」に加え、「同一敷地内」を追加する。

【第 2 3 条第 2 項関係】

- ・外部評価について、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行うが、「定期的に外部の者による評価を受けて」、それらの結果を公表するという規定から定期的に外部の者による評価を受けての部分が削除された。

【第 3 2 条第 2 項関係】

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看護サービスの一部を他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする。

認知症対応型通所介護（介護予防含む）

【第 6 3 条第 4 項関係】【予防…第 7 条第 4 項関係】

- ・認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施している事業所について、市に対して届出を求める仕組みとする。

【第 6 5 条第 1 項関係】【予防…第 9 条第 1 項関係】

- ・共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、1 施設 3 人以下から 1 ユニット 3 人以下に見直す。

小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)

【第82条第6項関係】【予防…第44条第6項関係】

- ・小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設について、「併設する施設等」に加え、「同一敷地内」を追加するとともに、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加える。

【第83条第1項関係】【予防…第45条第1項関係】

- ・小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とする。

【第85条第1項関係】【予防…第47条第1項関係】

- ・小規模多機能型居宅介護の登録定員を25名以下から29名以下とする。

【第85条第2項関係】【予防…第47条第2項関係】

- ・通いサービスに係る利用定員を18名以下とすることを可能とする。

【第91条第2項関係】【予防…第66条第2項関係】

- ・外部評価について、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行うが、「定期的に外部の者による評価を受けて」、それらの結果を公表するという規定から定期的に外部の者による評価を受けての部分が削除された。

認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)

【第113条第1項関係】【予防…第74条第1項関係】

- ・現行では1又は2と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合は3ユニットまで差し支えないことを明確化する。

地域密着型特定施設入居生活介護

【第135条関係】

- ・事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書の提出を義務づけていたが、老人福祉法の改正により、前払金を受領する場合、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられたことから、本要件は削除する。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【第151条第8項関係】

- ・サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の指定介護老人福祉施設等に加え、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加する。

複合型サービス

【目次、第190条ほか関係】

- ・名称を複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護に改称する。

【第194条第1項関係】

- ・登録定員を25名以下から29名以下とする。

【第194条第2項関係】

- ・通いサービスに係る利用定員を18名以下とすることを可能とする。

【第196条第2項関係】

- ・外部評価について、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行うが、「定期的に外部の者による評価を受けて」、それらの結果を公表するという規定から定期的に外部の者による評価を受けての部分が削除された。

5 施行日

平成27年4月1日